

袖ヶ浦市小規模保育事業A型
整備運営事業者募集要項
(令和7年度整備事業)

令和7年5月

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課

目 次

| | | |
|----|----------------------|------|
| 1 | 募集の趣旨 | P 1 |
| 2 | 募集施設の概要 | P 1 |
| 3 | 応募者資格 | P 1 |
| 4 | 遵守すべき法令等 | P 2 |
| 5 | 整備に関する条件 | P 3 |
| 6 | 運営に関する条件 | P 5 |
| 7 | 施設整備に係る補助金 | P 8 |
| 8 | 運営に係る補助金 | P 8 |
| 9 | 応募手続き | P 9 |
| 10 | 選考及び決定 | P 11 |
| 11 | 欠格事項・禁止事項 | P 12 |
| 12 | スケジュール（予定） | P 14 |
| 13 | その他 | P 15 |
| | 職員配置基準（参考） | P 17 |
| | 施設面積基準（参考） | P 18 |
| | 整備費補助金概要（積算）【モデルケース】 | P 20 |

袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者募集要項

1 募集の趣旨

本市では、令和7年3月に袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）を策定し、今後の保育需要の見込みに応じた保育定員の確保の計画を策定いたしました。

計画では、共働き世帯の増加等の理由により保育需要は増加する見込みにあり、保育施設の整備を推進しています。

今回、令和8年4月の開設を目指して、本市からの整備費補助を受けて小規模保育事業A型を整備・運営する事業者（以下「整備運営事業者」という。）を募集します。

2 募集施設の概要

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 施設種別 | 小規模保育事業A型 |
| 定員 | 19人（1歳児…9人、2歳児…10人） |
| 受入年齢 | 1歳児から2歳児（※0歳児の受入はしないこととする） |
| 募集区域 | 別添1「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者募集に係る募集区域図」 |
| 募集施設数 | 1施設 |
| 開設時期 | 令和8年4月1日 |

3 応募者資格

整備運営事業者は、次の条件をすべて満たすこと

(1) 社会福祉法、児童福祉法等その他保育所の設置・運営に関する法令及び通知を遵守し、保育所の設置・運営できる者であること。また、実務を担当する職員が社会福祉事業に関する知識及び経験を有すること。

(2) 当市の保育施策の一翼を担う事業であることを十分理解し、本市が行う保育行政について積極的に協力できる者であること。また、小規模保育事業所の設置予定地の近隣住民と積極的に信頼関係を築くこと。

(3) 次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 社会福祉法人であること。

イ 社会福祉法人以外の法人にあっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する「教育・保育施設」を2年以上安定的に運営しており、当該教育・保育施設を今後も継続して運営する法人であること

(4) 応募に係る法人自らが小規模保育事業所の整備運営事業者となること。

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号に掲げる者に該当しないこと。

(6) 役員等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する

暴力団、暴力団員等及び第9条に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

- (7) 法人及び法人代表者（代表予定者を含む）が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 直近の会計年度において、保育所等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、2年以上連続して損失を計上していないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 現に運営している施設について、所管行政庁の直近の監査・実地指導等において、重大な改善命令や指摘を受けていないこと。
- (11) 袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成11年告示第173号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

4 遵守すべき法令等

小規模保育事業所の整備にあたり、次の法令、条例及び関係規程の基準等を満たすこととする。

- (1) 児童福祉法及び関連法令
- (2) 子ども・子育て支援法及び関連法令
- (3) 袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）
- (4) 袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号。以下「袖ヶ浦市基準条例」という。）
- (5) 家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- (6) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年1月14日号外内閣府令第1号）
- (7) その他、事業の実施に際し関係する法令・通知

5 整備に関する条件

(1) 土地・建物

ア 土地・建物は、別添 1「袖ヶ浦市小規模保育事業 A 型整備運営事業者募集に係る募集区域図」に示す区域内とすること。

※対象地域隣接部については、整備対象地域として認める場合がありますので事前にお問合せください。

※募集区域に含まれる大字一覧表

| |
|--|
| 奈良輪、奈良輪 1~2 丁目、袖ヶ浦駅前 1~2 丁目、福王台 1~2 丁目 |
|--|

イ 次の (ア) (イ) のいずれかの方法により、整備運営事業者が土地・建物を使用する権利を有している又は取得することが確実に見込まれること。

(ア) 整備運営事業者が所有権を有している又は確実に取得することが見込まれること。

(イ) 貸与を受ける場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)」の定めによること。

ウ 抵当権等の制限物権がついていないこと(ただし、小規模保育事業所の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く。)又は事業開始までにこれらの物権を抹消していること。

エ 土地を取得する場合の取得価格は、路線価等に照らし、適正な価格であること。また、貸与を受ける場合は、周辺土地の賃貸価格と比較し適正な価格であること。

オ 小規模保育所用地は、原則、園児送迎用駐車場を敷地内に確保することが可能で、かつ、送迎時に近隣住民の交通の妨げにならないよう、前面道路の幅員等に配慮し選定すること。

カ 都市計画法に基づく開発許可、農地法に基づく農地転用及び公有水路等の占用等、建築行為のために許可を要する土地については、整備着手までに許可が得られる見込みの土地であること。また、都市計画施設(道路・公園等)の区域に該当していないこと。

キ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されていないこと。

(2) 園舎等の構造・設備等

ア 園舎については、整備運営事業者が所有又は貸与を受けるものとする。

イ 原則として平屋建て又は建物 1 階に設置すること。

ウ 既存建物である場合は、次の (ア) (イ) (ウ) を満たすこと。

(ア) 確認済証及び検査済証が交付されていること。

(イ) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。

(ウ) 吹付けアスベスト等が不使用、又は除去等の措置済みであること。

エ 原則として屋外遊戯場は同一敷地内に確保すること。

ただし、同一敷地内に確保できない場合は、事業所の付近(児童の歩行速度で約10分程度)に屋外遊戯場に代わるべき場所を確保すること。

オ 園児送迎用駐車場を原則として同一敷地内に4台分以上確保すること。ただし、同一敷地内に確保できない場合は、敷地から100メートル(直線距離)以内の近隣の敷地での確保も可能とする。

カ 整備運営事業者として選考後、建築確認申請前までに、図面関係(平面図及び配置図)と応募書類との整合性等について、本市の承認を得ること。

キ 市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りやベビーフエンスを用いる等の間取り・設備を検討すること。

ク 小規模保育事業所の整備のための工事請負契約については、一般競争入札に付するなど、本市が行う契約手続の取扱いに準拠するものとする。

ケ クによる入札、着工等は袖ヶ浦市の指示に従うこと。

なお、可能な範囲で市内業者の活用についても検討すること。

コ 補助事業により取得した建物等を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、担保に関しては、保育所の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く。

(3) 事業計画及び資金計画

ア 事業計画及び資金計画が確実であり、土地の確保、小規模保育事業所の建設に要する資金は、補助金を受ける場合を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。

イ 設置予定地の造成工事、地盤調査、測量、水道分担金等、施設整備にあたって必要となる費用は、補助金を受ける場合を除き、全て整備運営事業者の負担とすること。

ウ 小規模保育事業所の認可を受けた土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、整備運営事業者の負担とすること。

エ 整備費用のほかに施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の12分の1以上に相当する額を自己資金として確保しておくこと。

オ 整備資金に借入金を充てる場合には、返済が確実に見込まれる返済計画を策定すること。

カ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩し等を行う場合は、当該法人の所轄庁の証明・許可等を受けること。

(4) 通常保育以外の事業について

通常保育のほか、次に掲げる必須事業を実施すること。事業実施に当たっては、P6～7の記載事項を遵守すること。

【必須事業】

延長保育事業、乳児等通園支援事業

(5) 地域住民等への説明

ア 本件募集への申請に先立ち、応募事業者自らが、設置予定地が所在する地区の自治会や近隣住民等に対し、保育所を設置する計画があることを丁寧に説明し、理解を得ること。（自治会の情報は、市民協働推進課で確認してください。）

イ 説明を行う中でいただいた意見などを参考に、提案内容に反映するなど、施設整備や開園後の運営に支障がないよう努めること。

6 運営に関する条件

(1) 定員及び受入年齢

ア 小規模保育事業の定員は19名とすること。

イ 受入年齢は、1歳児及び2歳児とすること。

※0歳児の定員設定はしないこととする。

ウ 年齢別の定員は、1歳児9名、2歳児10名とすること。

(2) 開所時間及び休所日

ア 開所時間 月曜日から土曜日 午前7時から午後8時の範囲内

イ 休所日 日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）

ウ 延長保育 保育標準時間又は短時間の終了後 1時間以上の延長保育を実施すること。

(3) 給食の提供

ア 児童に対し自園調理により、季節感のある給食を適時・適温で提供すること。

イ 児童の健康状態やアレルギー食等への配慮を行うこと。

ウ 食育基本法（平成17年法律第63号）や保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。

エ 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導を行うこと。

オ 食材は安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

カ 小規模保育事業所の利用児童に間食を提供すること。

(4) 衛生管理及び健康診断

- ア 給食施設・設備をはじめとする施設の衛生管理並びに児童及び職員の健康管理を徹底すること。
- イ 児童の健康状態並びに発達状態の把握を行い、適切な対応を図ること。

(5) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」(平成 29 年 4 月 3 日雇児発 0403 第 21 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき実施すること。

ア 対象児童

整備運営事業者の運営する小規模保育事業所を現に利用している児童のうち、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、同所の利用を必要とする者。

イ 職員配置

延長保育の利用児童数に応じて、必要な保育士を 2 人以上配置すること。なお、うち 1 人は常勤職員とすること。

ウ 時間帯

次の表の左欄に掲げる開所日(「6(2)開所時間及び休所日」のイ 休所日を除く。)において、それぞれ右欄に記す時間帯で行うこと。

| 開所日 | 実施時間 |
|------------|---|
| 月曜日から土曜日まで | 保育標準時間認定子どもを対象とするもの 1日11時間を超える場合に対して実施 |
| | 保育短時間認定子どもを対象とするもの 1日8時間を超える場合に対して実施 |

エ 延長保育料

延長保育料は市との協議により定め、整備運営事業者が徴収し、事業経費に充当すること。

(6) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

ア 対象児童

保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～2歳とする。(利用開始日時点で0歳6か月のこどもが対象。満3歳になると利用対象から外れる。)

イ こどもの預かり

(ア) 本事業を実施するために、通常保育の定員とは別に、事業実施のための0歳児・1歳児・2歳児の定員を確保し、対象となるこどもの預かりを行う。なお、0歳児・1歳児・2歳児の定員は各々、必ず1人以上は確保すること。

- (イ) 原則として令和8年4月1日から預かりを開始し、実施する体制を整え、特
特段の事由がない限り、基本的に毎年度継続して実施すること。
- (ウ) 利用方法については、「定期利用方式」（本事業のために確保した定員の範囲
内で、定期利用枠を予め設定し、利用者を受入れる方法）または「自由利用方
式」（本事業のために確保した定員の範囲内で、自由に利用者を受入れる方法）
を選択して実施すること。
- (I) 実施方法については、一般型（在園児と合同）または一般型（専用室独立実
施型）のいずれかを選択し、設備運営基準、職員配置基準を遵守のうえ実施す
ること。余裕活用型は認めない。
- (オ) 対象となるこどもの通園においては、令和8年度、令和9年度は一人当たり
「月3時間」、令和10年度以降は「月10時間」を上限として実施する。
- (カ) 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、ま
た、利用が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見
ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても
保育者にとっても安心につながることから、可能とする。 ※親子通園が長期間
続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないように留意する
こと。
- (キ) 利用可能枠（前記（オ）記載の上限の時間内）の範囲において利用の申し込
みがあった場合には、当該こどもの受入れをしなければならない。
ただし、職員配置及び実施施設の機能等の正当な理由により提供が困難である
場合には、その具体的な理由とともに市に報告すること。
- (ク) 集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況
を記録すること。

ウ 職員配置

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）に準じて必要な保
育従事者を2人以上配置すること。なお、うち1人は保育士とすること。

エ 利用料

利用料については国の定めた乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施
要綱に基づき算出し、整備運営事業者が徴収し、事業経費に充当すること。

オ その他

本市においては、令和8年4月に本事業が開始される予定であり、今後、実施
に向けて体制を整えていく予定です。

(7) 職員配置

ア 施設長は、次の（ア）（イ）（ウ）（I）の条件全てを満たす者であること。

- （ア）健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設の運営において迅速かつ的確な判断ができる者
- （イ）保育所をはじめとする児童福祉施設、認定こども園、幼稚園又は家庭的保育

事業等に2年以上従事した者

(ウ) 常勤であり、実際にその小規模保育事業所の運営管理業務に専従すること。

(I) 施設型給付の給付費からの給与支出があること。

イ 栄養士又は管理栄養士、看護師の配置について考慮すること。

(8) その他

ア 児童の受入れにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に則って保育を実施すること。

イ 職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。

ウ 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

7 施設整備に係る補助金

(1) 小規模保育事業所の整備については、袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱（平成24年告示第81号）に基づき、次に掲げるとおり、本市の予算成立を条件として補助制度が利用できる。補助金の利用を予定する場合は、各項目の記述に留意のうえ、資金計画を立てること。

ア 就学前教育・保育施設整備交付金（自ら建物を新設し所有する場合）

イ 保育対策総合支援事業費補助金（賃貸物件の改修の場合）

(2) 国の補助制度の動向により補助制度、補助予定額が大幅に変更となる場合がある。

(3) 本件は整備運営事業者を決定するものであり、補助金の交付には、国及び本市の予算の成立と別途手続きが必要となり、補助金交付を確約するものではない。

8 運営に係る補助金

(1) 児童福祉委託費（公定価格に基づく運営費）

公定価格の試算については、こども家庭庁 子ども・子育て支援制度ホームページに掲載されている公定価格単価表（小規模保育）を参照してください。

※地域区分については、16/100となります。

(2) 運営事業助成金

以下の事業に要する経費について、予算の範囲内において助成金を交付します。

| 対象 |
|----------------|
| • 延長保育事業 |
| • 千葉県保育士処遇改善事業 |
| • 乳児等通園支援事業 |

9 応募手続き

(1) エントリーシート

本募集に応募を希望する事業者は、下記期間内に「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出する。

ア 受付期間

令和7年5月21日(水曜日)から令和7年6月23日(月曜日)まで
(ただし、土曜日、日曜日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。)

※エントリーシートの提出がない場合は、応募申込書の受付を行わない。

イ 提出書類

袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者の募集に関するエントリーシート
(郵送可：郵送の場合は記録の残る郵送方法で令和7年6月23日必着)

ウ 提出先

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課 子育て環境推進班 TEL 0438(62)3286
郵送のあて先 〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和7年5月21日(水曜日)から令和7年6月6日(金曜日)まで

イ 提出方法

「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者募集に係る質問書」に記入のうえ次のいずれかの方法により提出してください。

(ア) 袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課 子育て環境推進班へ直接持参又は郵送
土曜日・日曜日を除く開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
(郵送の場合は令和7年6月6日必着)

(イ) Eメール

Eメールアドレス：sode15@city.sodegaura.chiba.jp

(3) 質問の回答

令和7年6月13日(金曜日)

期間内に寄せられた質問については、後日、郵送又はEメールにより回答します。なお、応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、随時市ホームページへ掲載します。(質問者名は公表しません。)

(4) 応募申込書

「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」を提出した者は、応募申込書と添付書類(別添2「応募申込書及び提出書類一覧」参照)を下記工提出先に直接持参し、提出する。

※要予約。郵送による提出は受け付けない。

※申込書提出後、必要に応じて応募者立会いの下、建設用地等の現場確認を行う場合があります。

ア 受付期間

令和7年6月23日(月曜日)から令和7年6月30日(月曜日)まで
(ただし、土曜日、日曜日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 提出書類

別添2「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり

※市が必要と判断した場合には、追加資料の提出を求められることがある。

ウ 提出部数

①正本 1部

②副本 11部(正本の写し)

③正本の内容を電子媒体(CD-R等)に保存したもの 1部(PDF形式)

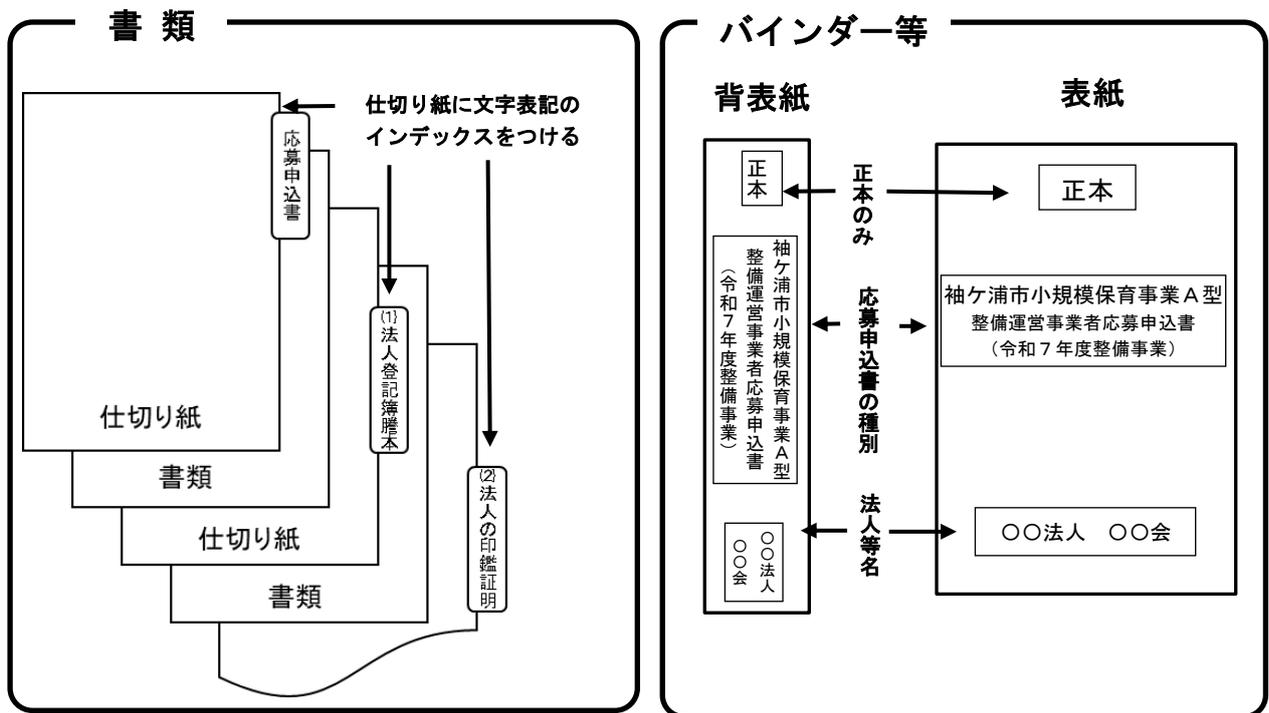
エ 提出先

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課 子育て環境推進班 TEL 0438(62)3286

オ 提出書類の体裁

提出書類は以下のとおり体裁を整えて提出すること。

- 全体の目次をつけること。
- 項目ごとに仕切り紙を入れ、文字表記のインデックスを付すこと。
- 全体をバインダー等で綴り、表紙及び背表紙に応募申込書の種別、応募法人等名、また正本には「正本」の見出しを付けること。
- 提出書類は、原則としてA4判で作成すること。(図面についてはA3判可)



※添付書類を写して提出する場合は、以下の例に従い全て代表者による原本証明を行うこと。(正本のみ)

この写しは、原本と相違ないことを証明する。
 令和7年〇月〇日
 法人名 〇〇〇〇
 代表者名 〇〇〇〇 印

(4) 注意事項

「袖ヶ浦市小規模保育事業A型整備運営事業者の募集に関するエントリーシート」の提出がない場合は、応募申込書を受け付けないので注意すること。

10 選考及び決定

(1) 整備運営事業者の決定方法

ア 整備運営事業者は、「袖ヶ浦市民間保育施設事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)で審査選考し、市長が決定する。

イ 審査は、書類審査、提案説明・ヒアリング及び必要に応じて現地調査を行い、総合的に評価・審査する。

- ウ 審査の結果、整備運営事業者なしとする場合がある。
- エ 整備運営事業者の応募がない場合及び整備運営事業者が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合がある。
- オ 整備運営事業者として決定された者が、市が指定した期日までに辞退した場合又は選定が取り消された場合、審査において次点(ただし、選定委員会において選考基準点を超える評価を受けた者に限る。)となった者を繰り上げて整備運営事業者に決定することがある。

(2) 審査の手順

選定委員会による選考内容

ア 書類審査

イ 提案説明・ヒアリング・現地調査(必要に応じて)

応募書類の内容その他について、応募者による提案説明、ヒアリングを行う。提案説明・ヒアリングには法人の代表者、幹部、施設整備に関し統括的立場にある者等のいずれかの3名~4名が対応すること。

※応募者から委託された業者による提案説明は認めない。

(3) 審査項目及び審査の観点

別添3「小規模保育事業 A 型整備運営事業者審査項目及び審査の観点」のとおり

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対して文書で通知する。

(5) 審査結果の公表

決定した整備運営事業者名及び整備場所等は、市のホームページにおいて公表する。

11 欠格事項・禁止事項

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載が認められた場合や、提案説明・ヒアリング等の審査において虚偽の説明等を行った場合は、失格とする。
- (2) 応募資格のない者又は応募資格を取り消された者が応募した場合は、応募を無効とする。
- (3) 応募書類の提出後、以下の事項が確認された場合は、応募を無効とする。
 - ア 重要事項(整備場所、定員、階数、資金贈与者等)を市の承諾なく変更した場合(これ以外の項目についても変更の際には、随時事前の相談が必要となる)。
 - イ 応募書類が本要項記載の要件を満たさない場合。
- (4) 市民の疑惑や不信を招くような行為があったと市長が認める場合、応募を無効とする。
- (5) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募者又はその関係者が市の職員に対し、

直接、間接を問わず、連絡を求め、又は接触した場合は応募を無効とする。

- (6) 応募期間終了後において、応募者が前記の応募条件等を満たさなくなった場合は、応募を無効とする。
- (7) 選定後において、事業の実施に際し関係する法令等に係る許可が得られない場合や応募内容に重要な変更が生じた場合、又は(1)から(6)の事項に該当したことが明らかとなった場合は、選定を取り消す場合がある。
- (8) 整備運営事業者が整備する園舎の全部又は一部を貸与又は担保に供した場合、選定を取り消す場合がある（担保に関しては、小規模保育事業所の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く）。

12 スケジュール(予定)

募集情報の公開（ホームページ）

令和7年5月21日(水曜日)

エントリーシート受付期間

令和7年5月21日(水曜日)から令和7年6月23日(月曜日)まで

質問の受付

令和7年5月21日(水曜日)から令和7年6月6日(金曜日)まで

質問の回答

令和7年6月13日(金曜日)

応募申込書受付期間

令和7年6月23日(月曜日)から令和7年6月30日(月曜日)まで

書類審査／提案説明・ヒアリング（必要に応じて現地調査）

令和7年7月上旬頃

整備運営事業者の決定

令和7年7月上旬頃

整備運営事業者主催の説明会

整備運営事業者の決定後速やかに住民説明会を開催

工事着手

令和7年10月

工事竣工

令和8年2月末まで

小規模保育事業所開設

令和8年4月1日

13 その他

- (1) 整備運営事業者の選定にあたっては、提出された書類、提案説明・ヒアリング審査の内容等を基に評価を行うことから、書類作成時には、別添 3「小規模保育事業 A 型整備運営事業者審査項目及び審査の観点」を確認のうえ、漏れのないように記載すること。
- (2) 地元自治会、近隣住民及び隣接地権者等に対し、小規模保育事業所建設について誠意をもって説明し、その状況を別紙第 14 号様式に記載すること。
なお、隣接者等への説明等において、建設反対の運動等がある場合は、当該運動等への対応状況を同様式に記載すること。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しない。
- (4) 書類等の提出のために要する費用は、全て応募者の負担とすること。
- (5) 応募締切後の応募書類の修正・追加は認めない。ただし、市からの指示により修正・追加する場合を除く。
- (6) 提出された個人情報については整備運営事業者の選定の目的のみに供し、他の目的に利用しない。ただし、応募書類などについて、個人情報を除くものについては法令又は条例に基づき公開する場合がある。
- (7) 提案説明・ヒアリングの日程については、応募申込書受付期間終了後に個別に文書により通知する。
- (8) 本要項により整備運営事業者に選考された場合であっても、市の認可を保証するものではないことに留意すること。認可されない場合、市はいかなる責任も負わない。
- (9) 本件は施設整備及び運営事業者を決定するものであり、補助金を見込んだ整備事業を行う計画が選定された場合においても、補助金の交付には予算成立と別途手続きが必要であることから、補助金申請、入札等の手続きについては、市の指示に従うこと。
- (10) 整備運営事業者として決定された後から施設開設までに代表者又は施設長予定者が変更となる場合には、整備運営事業者としての決定を取り消すことがある。
- (11) 決定した整備運営事業者は、小規模保育事業の認可手続きを行うこととなるが、何らかの理由によりこれらの認可を受けることのできない場合は、本選考による決定を取り消すことがある。この場合において、市は応募に係る支出については一切補償しないので留意すること。
- (12) 整備運営事業者として決定された後の応募計画の変更は原則として認めないが、

サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないものであって、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議のうえ認める場合がある。

- (13) 整備運営事業者として決定された後、正当な理由なく整備運営を辞退した場合、これにより生じる損害の賠償を請求する場合がある。
- (14) 整備運営事業者として決定された後、市と協議のうえ、近隣住民及び地権者等に対し、整備運営事業者主催の説明会を速やかに開催すること。
- (15) 応募状況等の問い合わせには一切応じない。
- (16) 袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課及びその他関連する部署へ挨拶等は一切行わないこと。

職員配置基準（参考）

【年齢別クラスの定員構成】

| 合計 | 1 歳児 | 2 歳児 |
|----|------|------|
| 19 | 9 | 10 |

【上記、年齢別クラスの定員構成に対する保育士等配置基準】

| | 1 歳児 | 2 歳児 |
|-------|-------|-------|
| 市条例基準 | 6 : 1 | 6 : 1 |
| 配置職員数 | 2 人 | 2 人 |

【上記、年齢別クラス定員構成に対する最低限必要となる職員数】

| 職種 | 人数 |
|-----|------------------|
| 施設長 | 1 人 |
| 保育士 | 5 人 [※] |
| 調理員 | 1 人 |

※上記保育士等配置基準により算出した人数に、袖ヶ浦市基準条例により加配することとされている 1 名を加えた人数

【配置することが望ましい職員数】

| 職種 | 人数 |
|------------|-----|
| 栄養士又は管理栄養士 | 1 人 |
| 看護師 | 1 人 |

【乳児等通園支援事業に最低限必要となる職員数】

※乳幼児の年齢及び人数に応じて配置基準に従った職員数の配置が必要

| 職種 | 人数 |
|-------------------------|------------------|
| 保育従事者 (うち保育士 1/2 以上) | 2 人 [※] |

※ただし、小規模保育と一体的に運営され、その職員の支援を受けることができる場合は、保育補助は要さず、1 人とすることができる。

施設面積基準（参考）

※面積基準は有効面積により確保する。大型家具を設置するなど保育に利用できない部分は有効面積から除く。

【年齢別クラスの定員構成】

| 合計 | 1 歳児 | 2 歳児 |
|----|------|------|
| 19 | 9 | 10 |

【上記、年齢別クラスの定員構成に対する部屋面積基準】

| | 1 歳児 | 2 歳児 |
|------------------|---------------------|---------------------|
| 市条例基準 (1人当たり) | 3.3 m ² | 1.98 m ² |
| 必要最低面積 | 29.7 m ² | 19.8 m ² |

※市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りを用いた間取り・設備を検討してください。

【上記、年齢別クラス定員構成に対する屋外遊戯場面積基準】

| | 2歳以上 |
|------------------|--------------------|
| 市条例基準 (1人当たり) | 3.3 m ² |
| 必要最低面積 | 33 m ² |

【乳児等通園支援事業の部屋面積基準】

| | 乳児室 | ほふく室 | 2 歳児（保育室） |
|-----------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| 面積基準 (1人当たり) | 1.65 m ² | 3.3 m ² | 1.98 m ² |

※上記、面積基準は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）を参照。

【面積基準はないが必要な部屋・設備等】

| |
|-------------------|
| 用途 |
| 調理室 |
| 便所 |
| 調乳室 |
| 沐浴室 |
| 廊下 |
| 送迎用駐車場スペース（4台分以上） |

【あることが望ましい部屋・設備等】

| |
|-------------|
| 用途 |
| 事務室 |
| 医務室又は医務スペース |
| 更衣室・休憩室 |

整備費補助金概要(積算)【モデルケース】

※令和6年度の国等の補助金交付要綱に基づく積算モデルであり、補助金額を保証するものではありません。国等の補助金交付要綱の改正等により、国及び市の補助金額が変動する場合がありますので予めご了承ください。

なお、乳児等通園支援事業の補助金については、現在調整中のため、下記の交付金等に含まれていませんので、ご注意ください。

【就学前教育・保育施設整備交付金】※自ら建物を新設し所有する場合

| 項目 | | 金額(千円) | 説明 |
|----------------------|--------|----------------|------------|
| 国基準額 (対象経費の1/2相当) | 本体工事費 | 64,300 | |
| | 特殊付帯工事 | 9,680 | |
| | 設計料加算 | 3,699 | |
| | 開設準備加算 | 627 | |
| | 土地借料加算 | 14,200 | |
| 国負担合計額 | | 92,506 ← 合計 | 対象経費の1/2相当 |
| 市負担額 | | 46,253 | 対象経費の1/4相当 |
| 補助金額(国+市) | | 138,759 ← ×1/2 | 対象経費の3/4相当 |

※補助対象には、土地に関する費用及び造成・外構等の費用は含まない。

【保育対策総合支援事業費補助金】※賃貸物件の改修の場合

| 項目 | 金額(千円) | 説明 |
|-----------|---------------|------------|
| 国補助金基準額 | 41,319 | 対象経費の1/2相当 |
| 国負担額 | 20,659 ← ×1/2 | |
| 市負担額 | 10,329 ← ×1/2 | 対象経費の1/4相当 |
| 補助金額(国+市) | 30,988 | 対象経費の3/4相当 |